

第4 社会福祉法人制度について（福祉基盤課）

1 社会福祉法人制度の見直し検討について

(1) 社会福祉法人の在り方等に関する検討会の設置について

平成12年の社会福祉基礎構造改革以降、10年以上が経過し、措置制度から契約制度への転換、福祉サービスにおける民間企業等の参入、福祉ニーズの多様化・複雑化など、社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化している。

また、先般の臨時国会においては、生活困窮者自立支援法が成立し、生活保護受給者のみならず、その手前の段階にある生活困窮者に対する支援事業の創設など、新たな福祉ニーズへの対応を行っていくこととしており、社会福祉法人には、こうした新たな福祉ニーズに積極的に取り組んでいくことを期待している。

一方、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）、「規制改革実施計画」（同日閣議決定）及び「社会保障制度改革国民会議報告書」（同年8月6日公表）においては、非課税扱いにふさわしい地域貢献や運営の透明性の確保等について、提言もなされたところである。

このため、厚生労働省においては、昨年9月に外部有識者等で構成する「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を立ち上げたところであり、平成26年5月を目途に論点整理を行うこととしている。その後、社会保障審議会福祉部会において議論を行った上で、必要な制度見直しを行う予定としている。

(2) 検討会におけるこれまでの議論について

検討会においては、以下のとおり、社会福祉法人が地域から期待される更なる取組、社会福祉法人のガバナンス、大規模化・協働化等について議論を行ってきたところである。

開催日	議題
第1回(9月27日)	今後の社会福祉法人の在り方について（フリーディスカッション）
第2回(10月28日)	社会福祉法人が地域から期待される「更なる取組」について
第3回(11月18日)	社会福祉法人のガバナンスについて（法人組織の在り方、透明性の確保について）

各回における委員からの主な意見（説明用資料P32参照）としては、「社会福祉法人の利益は、積極的に地域に還元すべき」、「地方公共団体の中では、社会福祉事業のみ実施すれば良いという考えがある」、「役員等の損害賠償責任など明確にすべき」、「一定規模以上の法人は専門家による外部監査の導入が必要」、「法人規模が拡大することにより、牽制機能が働く」等の意見がなされたところであり、これらの意見を踏まえ、論点整理を行っていくこととしている。

厚生労働省としては、検討会を通じて、社会福祉法人が自らの意思により、制度の狭間にある者に対する支援や社会的に必要性が高いものの参入主体が少ない事業など、地域に発生している福祉ニーズに積極的に対応することが可能となる方策等について検討することとしており、各都道府県等におかれても、本検討会での経過を十分に注視いただくとともに、所管法人に対する適切な助言・指導等をお願いしたい。

なお、これまでの検討会における詳細な検討経過（資料及び議事録）については、以下を参照願いたい。

○厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000almx.html>

2 社会福祉法人運営の透明性の確保について

社会福祉法人運営の透明性の確保に関しては、これまでも、福祉サービスの利用を希望する者や利害関係人に対して、財務諸表等を公開することとしてきたところであるが、前述の規制改革実施計画において、全ての社会福祉法人が平成25年度以降の財務諸表の公表を行い、公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、平成25年中に結論を得て、平成26年度当初から措置することとされていた。

社会福祉法人は公益性の高い法人であり社会的な責任が大きく、国民に対して経営状態を公表し、透明性を確保していくことは法人の責務であることから、昨年11月に開催された第3回検討会において議論を行い、平成25年度以降の財務諸表について、インターネット上での公表の実施について義務化することを決定したところである。各都道府県等におかれては、趣旨をご理解いただき、所管する法人の財務諸表の公表

に向けて、強力な指導をお願いしたい。

その一方で、ホームページが存在しない法人や未公表の法人も想定されることから、当該法人の財務諸表を所轄庁のホームページで公表することにより対応することとしている。 各都道府県等の所轄庁におかれては、この点についてもご協力をお願いしたい。

また、現在、社会福祉法第 59 条に基づいて所轄庁へ提出される現況報告書については、提出方法については定めてはいないが、法人の運営及び財務状況の集計・分析を可能とするとともに、所轄庁のホームページで財務諸表を公表する際の利便性を高める観点から、来年度より現況報告書及び付属書類である財務諸表について、標準的な様式を整備した上で、電子データで提出を求めることとしている。

こうした取組を行うため、今後、「社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日付厚生省大臣官房障害保健福祉部、社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局長連名通知）」別紙 1 社会福祉法人審査基準及び別記第 1 様式第 5 社会福祉法人現況報告書様式例等を改正することとしている。

3 社会福祉法人関連予算について

(1) 社会福祉法人の運営及び財務状況に関する調査について

社会福祉法人制度の見直しに当たっては、全国に約 2 万存在する社会福祉法人の運営及び財務状況の現状把握・分析が必要不可欠である。しかしながら、現在、社会福祉施設に特化したデータは存在するものの、厚生労働省として法人を単位としたデータを把握できていない状況にある。

このため、平成 26 年度予算案においては、見直し検討のための基礎データとして使用するため、全国の社会福祉法人を対象として、法人運営や財務状況等について、専門的知見を活用しながら調査・集計・分析を行うために必要な調査委託費を計上したところである。

なお、本調査は、統計法に基づく一般統計調査として実施することを予定としており、現在、総務省と協議中である。各都道府県等におかれては、調査の実施に当たって、対象法人の名簿作成など、御協力をお願いしたい。

(2) 福祉医療機構による社会福祉法人に対する経営支援について

独立行政法人福祉医療機構においては、社会福祉法人が地域の中でその役割を果たし、安定した経営が行われるよう、福祉貸付事業を通じて得たデータを活用した経営支援事業の実施など、これまでも社会福祉法人の経営支援に取り組んできたところである。

平成 26 年度予算案においては、社会福祉法人に対する期待や「日本再興戦略」において、法人規模拡大の推進等、経営を高度化するための仕組みの構築等を実施するよう求められていること等を踏まえ、合併等による経営規模の拡大や経営不振状態の法人の経営安定化を支援するため、福祉貸付事業において、下記の融資を新たに行うとともに、積極的な経営支援に取り組むこととしている。

① 法人間の合併等経営規模拡大に必要な経営資金融資の実施

② 経営不振状態の法人に対し、経営支援と併せて行う経営資金融資の実施

4 社会福祉法人の認可等に係る権限移譲について

政府においては、個性を活かし自立した地方をつくるために地方分権改革を推進しており、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」（平成 25 年 9 月 13 日地方分権改革推進本部決定）、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成 25 年 6 月 25 日地方制度調査会答申）を踏まえた「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）において、社会福祉法人の認可等に関する権限について、

- ・ 2 以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限が地方厚生局から都道府県に移譲
- ・ 都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限が都道府県から指定都市に移譲

することとされたところであり、今後、必要な法整備を行う予定としているので、ご了承ください。

なお、検討会においても、「所轄庁の指導監督の在り方」として、都道府縣市間の連携体制の構築などについて議論を行うこととしており、所轄庁としてのご意見もお聞かせいただく機会を設ける予定としているので、その際にはご協力をお願いしたい。

第5 福祉・介護人材について（福祉基盤課）

1 福祉・介護人材確保対策について

(1) 福祉・介護人材確保の現状と課題

近年の介護分野の労働市場の動向をみると、平成18年度から平成20年度にかけて有効求人倍率が急上昇し、その後はリーマンショックの影響等により低下した。しかし、平成22年夏以降、再上昇傾向にあり、介護人材の不足感が再び高まってきている。

平成18年度	平成20年度	平成22年度	平成25年10月
1.74倍	2.20倍	1.38倍	2.00倍

そのような中、平成24年度の介護職員は約149万人と推計されているが、団塊の世代がすべて75歳以上になる平成37年には約237～249万人の介護職員が必要と推計されており、現在の149万人から毎年6.8～7.7万人の人材を確保していく必要がある。

こうした介護人材を持続的に確保していくためには、①福祉人材センターやハローワークによるきめ細かいマッチングの強化、介護のイメージアップ等による若年層へのアピールなどの「参入促進」、②キャリアパスの確立や事業主のキャリアアップ支援による「資質の向上」、③介護職員の処遇改善や労働条件などの「環境改善」、などを一体的に行っていくことが重要である。

(2) 福祉・介護人材確保対策の促進

ア 都道府県における介護人材の需給推計等の実施

今後、各都道府県においては、地域の実情（高齢化等）に応じ、地域の関係者が協働して、積極的な政策展開が期待される。特に、介護人材確保対策に取り組んでいくうえで、その前提となる介護人材の今後の需要と供給の推計を行い、需給ギャップを認識することはもとより、そのギャップを埋めていくことを目標として、更なる取組を進めていくことが重要となる。

しかしながら、介護人材の将来推計を行っている都道府県は少数であり、また、多くの都道府県で国から需給推計の手法を示してほしいとのご意見があったことを

踏まえ、社会・援護局においては、老健局とも連携し、民間のシンクタンクの活用により、都道府県で必要となる介護人材の需給推計が可能となるワークシートの作成を進めているところであり、本年4月以降に提供することとしている。

当該ワークシートについては、平成37年（2025年）を念頭に策定されることとなる第6期介護保険事業支援計画においても活用されるものであり、介護保険関係部局とも連携・共有のうえ、必要な需給推計に取り組まれない。

また、介護人材の確保についての取組に当たっては、「福祉人材確保指針」、介護保険事業支援計画の基となる国の基本指針、「介護雇用管理改善等計画」が密接に連携していくことが重要であり、国においてはこの点に留意して関係部局と連携しながら必要な見直しを進めていくことを検討している。

都道府県におかれても、把握した介護人材の需給状況も踏まえつつ、介護保険関係部局や雇用政策関係部局、関係団体、学校関係者等とも連携の上、管内における労働者の就業状況や、新卒者の福祉・介護分野への就職状況の把握などに配慮するとともに、介護サービスの提供に当たって必要となる従事者の確保に向けた取組を進めていただくようお願いする。

さらに、平成25年9月4日開催の社会保障審議会介護保険部会でもご紹介したように、京都府、広島県、埼玉県、静岡県、高知県では、地域での関係者との協働体制を構築し、積極的な取組を進めている。これらの事例の成果も参考にしつつ、多くの地域で主体的な取組が進展することを期待する。

イ 福祉・介護人材確保緊急支援事業の継続等

福祉・介護人材確保対策については、平成24年度予備費を活用し、「福祉・介護人材確保緊急支援事業」を創設し、全国の介護等人材の確保を支援してきているところである。

しかしながら、介護分野の有効求人倍率は産業計と比較して依然として高い傾向となっていることや、前述のとおり、平成37年には約237～249万人の介護職員が必要となる見込みであることから、引き続き、福祉・介護人材確保対策を実施する必要がある。

この「福祉・介護人材確保緊急支援事業」については、緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）として各都道府県にお

いて実施されているところであるが、平成 26 年度についても事業実施が可能となるよう、平成 25 年度補正予算案において当該基金事業の実施期間の延長と所要額の増しを計上したところである。

各都道府県におかれては、当該基金を積極的に活用し福祉人材センター等の関係団体と連携を図り、管内の福祉・介護人材の確保がより一層進むよう取組をお願いしたい。

【福祉・介護人材確保緊急支援事業における事業メニュー例】

1. 福祉・介護人材の参入促進
2. 潜在的有資格者等の再就業促進
3. 福祉・介護人材マッチング機能強化
4. 介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保 等

年末に閣議決定された補正予算案において、「地域人づくり事業」の創設が盛り込まれ、職業安定局より各都道府県地域雇用対策担当部（局）長あてに当該事業の準備作業にかかる通知がされている。（詳細は、P121 参考資料5を参照）

この「地域人づくり事業」については、雇用拡大プロセス（失業者の就職に向けた支援）、処遇改善プロセス（在職者に対する処遇改善）を事業内容としているが、介護の分野においても、介護事業所団体等において、雇用拡大のための実習受入や雇用管理改善のための研修、正社員化に向けたコンサルティングなどに活用できるものであることから、緊急雇用創出基金担当部局とも連携のうえ、積極的に活用されたい。

ウ 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充

介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」については、平成 24 年度予備費において、引き続き本事業の実施に必要な貸付原資を確保するとともに、生活保護受給世帯の者が高等学校卒業後などに介護福祉士養成施設等に就学する場合に、通常の貸付内容（就学費用、入学準備金、就職準備金）に加えて、在学中の生活費の一部に充当できる費

用を上乗せして貸与することとする貸付内容の拡充（生活費加算）を行ったところである。

各都道府県におかれては、引き続き、修学資金事業所管課と生活保護所管課が連携して本事業を活用することにより、家庭の経済状況等により進学に悩む子どもに対する支援が図られるよう取組をお願いしたい。

また、生活費加算の加算額は、生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額を準用しているところであるが、平成25年8月の生活扶助基準の見直しに伴う他制度の影響については、できる限りその影響が及ばないように、政府全体として対応していくことから、生活費加算の加算額について、所要の見直しを行う予定であるのでご了承ください。

エ 被災地における福祉・介護人材の確保

平成23年3月の東日本大震災で被災した岩手県、宮城県及び福島県においては、有効求人倍率が平成23年6月以降上昇し、平成25年についても全国計と比較して極めて高い傾向となっている。（詳細は、P124 参考資料6を参照）

被災した高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、また、介護施設等が良質なサービスを提供できるようにするためには、福祉・介護人材の確保がますます重要となっており、被災3県の福祉人材センターにおいても、就職フェアや出張相談の実施等、人材確保に取り組んでいるところである。

各都道府県におかれては、管内の福祉人材センター等に対し、「福祉人材情報システム」（福祉のお仕事）の情報を活用するなどにより、窓口に来られる求職者に対し被災地の求人情報を積極的に提供するよう、依頼願いたい。

また、原発事故による放射線被害等の影響で避難を余儀なくされ、そのため介護人材も流出し、その確保が特に深刻な状況となっている福島県相双地域等における福祉・介護人材の安定的な確保及び定着促進を図る施策として、平成26年度予算案（東日本大震災復興特別会計）において新たに「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し1.9億円を計上したところである。

具体的には、福島県相双地域等への就労希望者を対象に、①介護職員初任者研修等の受講料の実費（15万円を上限）及び②就職準備金として30万円を奨学金として貸与し、相双地域等の介護施設における介護業務に2年間従事した場合に、貸与

した奨学金を免除（就職準備金は1年間で免除）するものである。併せて、現地の民間賃貸住宅等の空き情報の把握や情報提供等により、従事する際に必要となる住宅確保を支援することとしている。（詳細はP125 参考資料7を参照）

当該事業は、福島県福祉人材センターが実施主体となって、福島県相双地域等の介護施設における就労希望者を全国から募集するものであり、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、福島県及び福島県福祉人材センターの取組にご協力願いたい。

オ 福祉人材センターにおける人材確保対策

（ア）都道府県福祉人材センターにおける取組

都道府県福祉人材センター及び福祉人材バンクにおいては、福祉・介護人材の就業援助（無料職業紹介事業）や求人事業所と求職者双方のニーズを的確に把握し、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図るべく、福祉・介護人材マッチング機能強化等、福祉・介護人材の確保に取り組んでいるところである。

前述のとおり、「福祉・介護人材確保緊急支援事業」については、引き続き実施することとしているので、各都道府県におかれては、当該事業の積極的な活用により管内の福祉・介護人材の確保が一層進むよう取組をお願いしたい。

（イ）ハローワーク及び介護労働安定センターとの連携

都道府県福祉人材センターがより効果的に活動するためには、ハローワークとの連携が不可欠であるため、各都道府県におかれては、両組織と調整いただき、求人側・求職者側双方の立場に立ったきめ細かな対応による適切なマッチングの実施に向けて、より一層連携が図られるよう、配慮をお願いしたい。

また、介護労働者の雇用管理の改善のため、相談援助や講習会、調査研究等を行っている介護労働安定センターとの連携についても、福祉・介護人材の就業後の職場定着を図るためには重要であるので、各都道府県におかれては、より一層連携が図られよう、配慮をお願いしたい。

カ 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者・その

家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、平成20年7月に、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後二週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

本年度も、各都道府県等において地域の実情に応じた様々な啓発活動を実施いただいていると認識している。本年度の各都道府県等の取組については、厚生労働省ホームページに掲載しているので、参照されたい。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管下の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力願いたい。

(3) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

ア 専門職大学院

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の核を担う人材を養成するため、平成26年度から、新たに「地方公共団体推薦入学試験」を設置することとしたので、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

（詳細は、P126 参考資料8（別添パンフレット）を参照）

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（アドバンスソーシャルワークコース、福祉ビジネスマネジメントコース）

平成26年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。（TEL 042-496-3000）

(1) 地方公共団体推薦入学試験（新規）

入学試験日	出願期間
平成26年3月1日（土）	平成26年1月20日（月）～2月10日（月）
平成26年3月23日（日）	平成26年3月3日（月）～3月14日（金）

(2) 一般、推薦、指定法人推薦入学試験

入学試験日	出願期間
平成26年1月26日（日）	平成25年12月16日（月）～1月7日（火）
平成26年3月1日（土）	平成26年1月20日（月）～2月10日（月）

イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス（東京都清瀬市）及び文京キャンパス（東京都文京区）において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「スキルアップ講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。

（詳細については、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」を参照願いたい。<http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>）

2 経済連携協定に係る外国人介護福祉士候補者の受入れについて

(1) 現状

経済連携協定（EPA）に基づき、現在、インドネシアとフィリピンの2カ国から、介護福祉士候補者の受入れを行っており、その概要は以下のとおりである。

ア インドネシア（平成20年7月 協定発効）

インドネシア人介護福祉士候補者の受入れに関しては、受入れ施設で就労しながら国家試験の合格を目指す就労コースが設けられている。

	受け入れた候補者数
平成20年度	104名
平成21年度	189名
平成22年度	77名
平成23年度	58名
平成24年度	72名
平成25年度	108名

イ フィリピン（平成20年12月 協定発効）

フィリピン人介護福祉士候補者の受入れに関しては、上記の就労コースと、養成施設で就学し資格取得を目指す就学コースの2つが設けられている。

	受け入れた候補者数	
	就労コース	就学コース
平成21年度	190名	27名
平成22年度	72名	10名
平成23年度	61名	募集なし
平成24年度	73名	募集なし
平成25年度	87名	募集なし

(2) 平成26年度の受入れ

平成26年度においては、インドネシア・フィリピンともに、最大で300人の候補者を受け入れることとしており、受入調整機関である（公社）国際厚生事業団において、日本側の受入れ施設の募集、日本での就労・研修を希望する候補者の確定、受入れ施設と候補者とのマッチングを行ったところである。今後は、母国での日本語研修を経て、平成26年6月頃、入国手続きを行い、その後、訪日後日本語研修を開始する予定である。

(3) 候補者に対する学習支援策（平成 26 年度予算案）

EPA 介護福祉士候補者が初めて国家試験を受験した平成 23 年度には 36 名（インドネシア 35 名、フィリピン 1 名）が、平成 24 年度には 128 名（インドネシア 86 名、フィリピン 42 名）が合格した。

社会・援護局においては、意欲と能力のある候補者が一人でも多く試験に合格し、介護福祉士資格を取得できるよう、様々な支援を行っているところである。

また、平成 26 年度予算案においては、外国人看護師・介護福祉士受入支援事業において、平成 26 年度より新たにベトナムからの候補者受入れのための経費を確保したところである。その他介護福祉士候補者の学習支援にかかる事業の概要は以下のとおりである。

ア 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

①受入れ施設が行う候補者の日本語学習や介護分野の専門学習の費用、学習環境の整備の費用及び②受入れ施設の研修担当者の活動に対する費用（手当）について補助する。

補助率 定額（10/10）

①候補者 1 人当たり年間 23.5 万円以内

②1 受入施設当たり年間 8.0 万円以内

※ 対象となる学習経費等の例

日本語講師や養成校教員等の受入れ施設への派遣、日本語学校への通学、民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加、学習支援に必要な備品購入及び受入施設の研修担当者の活動に対する支援（手当）等

イ 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修並びに就労 2 年目及び 3 年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）を実施する。

また、介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援（模擬試験の実施等）を実施する。

（４）ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れについて

平成 24 年 4 月に「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換」が完了し、ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れに関する基本的枠組みについて、ベトナム政府と合意に至っている。合意された交換公文に基づき、候補者の受入れに関しては、次のような基本的枠組みについて両国間で一致している。

- ・ ベトナムにおける 3 年制又は 4 年制の看護の課程を修了し、かつ、ベトナム国内において日本語研修を受け、日本語能力試験 N 3 に合格した介護福祉士候補者が、
- ・ 就労コース（雇用契約に基づき日本の受入れ施設で研修・就労するため、最大 4 年間の滞在を認め、滞在期間中の国家試験の合格を目指す）により入国することが予定されている。

第 1 陣の介護福祉士候補者は、現在、ベトナム国内で日本語研修を受講中であり、平成 26 年 6 月頃の訪日を予定している。

第6 社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）

1 社会福祉施設の防災対策等について

（1）社会福祉施設の耐震化等整備の推進等について

ア 社会福祉施設の耐震化等整備の推進について

社会福祉施設の耐震化等整備については、平成25年度補正予算案において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）の対象施設の耐震化、高台移転、スプリンクラー整備等（以下「入所施設の耐震化整備等」という。）に必要な予算を以下の補助金・交付金に計上したところである。

- ・ 社会福祉施設等施設整備費補助金 補正予算案 148億円の内数
- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金 補正予算案 6億円

また、基金残を有する都道府県については、事業の実施期限を平成26年度末まで延長し、引き続き基金残を活用して入所施設の耐震化整備等を実施することを可能とする予定である。（説明用資料P50参照）

※ 上記補助金・交付金における「入所施設の耐震化整備等」についても、基金の補助単価や融資の優遇措置は継続予定。

※ 基金のスプリンクラー整備の補助について、延べ面積1,000㎡未満の施設で消火ポンプや水槽等の設置が必要な場合の加算（事業費ベース300万円）を創設予定。（上記、補助金・交付金についても同様に創設予定。）

併せて、独立行政法人福祉医療機構への政府出資金（補正予算案4.6億円）を計上したところであり、耐震化や高台移転、スプリンクラー等整備の優遇融資を引き続き実施する予定である。

（参考）独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

	社会福祉施設（入所）
融資率	（通常）70～80% → （耐震化・スプリンクラー等）90% （高台移転）95%
利率優遇	（耐震化・スプリンクラー等）通常利率 Δ0.5%（当初5年間） （高台移転）無利子

※ 高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施

社会福祉施設の耐震化状況については、平成 25 年 9 月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」では、平成 24 年 4 月時点の耐震化率は 84.3%（13.9 万棟／16.5 万棟）であり、前回の平成 22 年 4 月時点から 3 ポイント向上したところであるが、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、残りの未耐震施設について耐震化整備を進めていくことが必要である。

特に、本基金対象施設については、自力避難が困難な障害者や児童の入所施設であり、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

また、津波による被害が想定される施設の高台移転整備や、自力避難が困難な高齢者や障害者等が入所する小規模施設等へのスプリンクラーの設置についても、併せて推進していく必要がある。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、対象施設に対し、これらの補助制度や融資制度の情報提供や耐震化整備に向けた助言を行うなど、耐震化等整備の推進について必要な支援をお願いする。

なお、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金において実施）」（国土交通省 1 / 3、地方公共団体 1 / 3、民間事業者 1 / 3）があるので、必要に応じて事業者に対する情報提供等をお願いする。

また、社会福祉施設等については、地域の防災拠点として、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、震災時等においては緊急避難的な措置として必要な要援護者の受入れを積極的に行っていただくよう、管内事業者に対して周知徹底をお願いする。

イ 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の施行

第 185 回国会（臨時国会）において「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が議員立法により成立し、平成 25 年 11 月 29 日に公布、同年 12 月 27 日に施行されたところである。

社会福祉施設の高台移転整備については、これまでも、平成 24 年度補正予算における社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金への障害者や児童等の入所施設の高台移転整備のメニュー化や、独立行政法人福祉医療機構による入所施設の高台移転整備の優遇融資の創設などにより対応してきたところである。

同法の施行を踏まえ、平成 26 年度予算案において、同法に基づき関係市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる社会福祉施設の高台移転整備については、通所施設等についても国庫補助単価の引上げや独立行政法人福祉医療機構の優遇融資（無利子、融資率 95%に引上げ、二重ローン対策）を実施する予定である。（説明用資料 51 参照）

関係都府県・指定都市・中核市におかれては、同法の円滑な施行を図るため、管内市町村や事業者等に対し、同法や助成制度の周知及び必要な助言等をお願いする。

ウ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行
第 183 回国会（通常国会）において、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成 25 年 5 月 29 日に公布、同年 11 月 25 日に施行されたところである。

今回の改正により、社会福祉施設については、階数 2 以上かつ 5000 m²以上（保育所は階数 2 以上かつ 1500 m²以上）の耐震不明建築物（※）に対する耐震診断の実施及び結果の報告（平成 27 年末まで）が義務化されるとともに、耐震診断が義務化された建築物については、国土交通省が所管する耐震診断費用等に対する助成制度の拡充がなされたところである。

※ 耐震不明建築物

原則として、昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手した建築物（同年 6 月 1 日以降に増築等の工事を行い、建築基準法の検査済証の交付を受けたものを除く。）

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、管内市町村や事業者等に対し、同法や助成制度の周知及び必要な助言等をお願いする。

○耐震対策緊急促進事業実施支援室HP（耐震対策緊急促進事業について）
<http://www.taishin-shien.jp/index.html>

(2) 災害福祉広域支援ネットワークについて

被害が甚大であった東日本大震災においては、被災地における要援護者（高齢者、障害児・者、妊婦、乳幼児等災害時に支援が必要な者）を支援する福祉人材の確保が困難となり、被災地域外からの広域的な支援を必要としたが、支援の仕組み、受入れの仕組みが事前に十分構築されておらず、効果的に進まなかったことが大きな教訓となったところである。

そのため、福祉分野においても、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援する仕組みをできるだけ早期に構築し、大規模災害に備える必要がある。

平成 24 年度及び 25 年度においては、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業（民間法人に対する助成）により、都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築を推進しているところである。

現在、この助成事業により、15 都府県においてネットワークの構築が進められているが、まだ多くの自治体では未構築の状況にあることや自治体によっては自らが事務局となって取り組む場合もあることを踏まえ、平成 26 年度予算案においては、セーフティネット支援対策等事業費補助金へ組み替えたところである。未構築の都道府県におかれては、災害福祉広域支援ネットワーク構築の必要性についてご理解いただくとともに、管内市町村や社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO 法人をはじめとする民間福祉事業者等との連携に努めることにより、早期に都道府県単位のネットワーク構築が図られるよう、積極的な取組をお願いしたい。

災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業（案）

- セーフティネット支援対策等事業費補助金のメニュー事業として実施
- 実施主体：都道府県又は都道府県が適当と認める団体
- 補助率：定額補助（1／2相当）
- 事業内容：
 - ① ネットワーク本部の立ち上げ
 - ② 災害福祉支援体制の検討・構築
 - ③ ネットワークの普及・啓発
 - ④ 災害福祉支援チームの組成、研修、訓練
 - ⑤ 他都道府県と情報交換や連携づくり

また、国においても災害福祉広域支援ネットワークの全国展開に向けて、

- ① 中央レベルの災害福祉広域支援のための情報共有や各都道府県における活動支援を行う組織として、厚生労働省や全国社会福祉協議会をはじめとする福祉関係中央団体による「中央連絡会（仮称）」の設置に向けた関係団体との協議
- ② すでに先行して実施している都道府県ネットワーク本部事務局及び都道府県との情報交換会を開催するなど、取組状況や課題、効果等の情報交換の実施
- ③ 災害福祉広域支援ネットワークが、より機動的かつ円滑に機能することが可能となるよう、上記②の情報交換会と連携しながら、先進事例の調査や具体的な支援のためのツールの開発等のための調査研究の実施（社会福祉推進事業による調査研究 実施主体：株式会社富士通総研）等に取り組んでいるところである。今後、災害福祉広域支援ネットワークづくりのために必要な情報を積極的に提供していくので、活用していただきたい。

(参照)

「大規模災害時における広域的な福祉・介護分野の人材派遣のための体制づくり・広域的な福祉支援ネットワークの構築について(協力依頼)」(各都道府県民生主管部(局)長宛 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発1008第1号 平成25年10月8日付)

2 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

(1) 福祉貸付事業について

機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民業補完を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

平成26年度予算案においては、社会福祉法人の規模拡大の推進等経営高度化に対する融資支援を実施するほか、南海トラフ特別措置法への対応として社会福祉施設等の高台移転整備に係る融資条件の優遇措置、少子化対策と女性の活躍推進のため保育所等の整備促進に係る融資制度の拡充等を図ることとしており(詳細は、別表の「平成26年度予算案における福祉貸付事業の貸付条件の見直し内容について」のとおり。)、政策上必要とする貸付原資の確保及び融資条件の優遇措置等を行うこととしている。併せて、東日本大震災の復旧・復興に向けた優遇融資等についても引き続き実施するので、管内の社会福祉法人等に対して、遺漏なきよう周知をお願いしたい。

また、平成26年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針並びに貸付事務手続等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」が、機構主催で3月に開催される予定(別途機構から通知予定)であるので積極的な参加をお願いしたい。

ア 貸付規模

資金交付額 4, 327 億円（うち福祉貸付 2, 752 億円）

イ 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成 20 年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところである。借り手側にとってメリットがある協調融資の一層の拡大を図ることは、民間金融機関の参入を促し、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。（P127 参考資料 9 参照）

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

ア 平成 26 年度予算額案	250 億円
・ 給付予定人員	73, 884 人
・ 給付総額	953 億円

イ 都道府県補助金について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所や障害者施設等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で 1 / 3 ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、平成 25 年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。

また、平成 26 年度以降においても補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

平成26年度予算案における福祉貸付事業の貸付条件の見直し内容について

分類	事項名	見直し内容
新規	1) 社会福祉法人の経営高度化に対する融資支援 ①法人間の合併等経営規模拡大に必要な経営資金融資の実施 ②経営不振状態の法人に対し、経営支援と併せて行う経営資金融資の実施	・償還期間(据置期間)を8年以内(1年以内)とする。 ・融資率を90%とする。
	2) 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置(南海トラフ特別措置法への対応)	・融資率を95%に引き上げる。 ・貸付利率を無利子とする。 ・南海トラフ特措法に基づき関係市町村が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる通所施設及び入所施設等を対象とする。((独)福祉医療機構福祉貸付事業の融資対象となっている施設等に限る) ・2重ローン対策を実施する。
	3) 保育所等の賃借による施設開設資金等に対する無担保貸付制度の拡充	・対象施設は、保育所、放課後児童健全育成事業、小規模保育事業実施施設及び認可を目指す認可外保育施設(※)とする。 ・無担保限度枠を3,000万円に拡大する。 ・貸付利率:融資額 500万円以下 基準金利 500万円超2,000万円未満 基準金利+0.3% 2,000万円以上3,000万円 基準金利+0.5%
	4) 小規模保育事業実施施設に対する融資制度の創設	・対象施設は、小規模保育事業実施施設(※)とする。 ・貸付けの相手方を法人とする。 ・融資率を90%とする。(平成29年度まで) ※ 保育所及び放課後児童健全育成事業の融資率90%の優遇措置についても併せて平成29年度まで延長する。 ・貸付利率は基準金利と同率とする。
	5) 認可を目指す認可外保育施設に対する融資制度の創設	・対象施設は、認可を目指す認可外保育施設(※)とする。 ・貸付けの相手方を法人とする。 ・融資率を90%とする。(平成29年度まで) ・貸付利率は基準金利と同率とする。
	6) 創設社会福祉法人等に対する土地取得資金の融資対象範囲の拡充	・全ての創設法人の土地取得費を融資対象とする。
継続	7) アスベスト対策事業に係る優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成26年度末まで延長する。

※「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発0305005号)又は保育緊急確保事業(内閣府所管)に基づく小規模保育事業、認可化移行支援事業として実施するものに限る。

(参考)平成25年度補正予算(案)での見直し内容について

分類	事項名		見直し内容
継続	1)	社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成26年度末まで延長する。
	2)	社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成26年度末まで延長する。
	3)	スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成26年度末まで延長する。 ・対象施設に軽費老人ホームA型及びB型を追加する。
	4)	介護基盤の整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率の優遇措置を平成26年度末まで延長する。

第7 地方改善事業等について（地域福祉課）

（1）地方改善事業の実施について

隣保館運営事業等については、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、地域の関係機関と連携することなどが必要であり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないようご配慮願いたい。

ア 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

なお、管内市町村の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

イ 地方改善施設の財産処分について

最近、隣保館等をはじめ共同作業場等の地方改善施設について、厚生労働大臣の承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見される場所であるので、財産処分を計画する場合にあっては、その検討段階で連絡を願いたい。

（2）アイヌ政策の推進について

現在、政府では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成 21 年 7 月）を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」（座長：菅義偉内閣官房長官）を設置・開催しているところである（首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照）。

ア 民生委員等に対する普及・啓発について

平成 24 年 7 月に開催された同会議では、同会議の下に設置された作業部会（部会長：常本照樹北海道大学アイヌ・先住民研究センター長）での「北海道

外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開等に関する検討状況が報告されたが、この中には、北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、民生委員等、生活相談に応ずる者に対するアイヌに関する研修の充実を図るべきとの提言も盛り込まれているところである。このため、各自治体におかれては、引き続き民生委員の研修会などの機会を捉え、アイヌの人々に対する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

イ アイヌの人々のための電話相談について

作業部会では、同様に全国的見地からの施策の展開等の観点から、アイヌの人々への生活相談の充実に向けた具体的な対応等についても検討が行われており、この取組の一環として、厚生労働省では、平成 25 年 9 月下旬より、（公益財団法人）人権教育啓発推進センターの協力のもと、アイヌの人々のための電話による生活相談を試行的に実施しているところである。各自治体におかれては、本事業の趣旨をご理解の上、広報や生活相談関連機関への周知について協力願いたい。

何かお困りのことはありませんか
アイヌの方々からの様々なご相談をお受けします
～アイヌの方々のための全国一斉電話相談を行っています～

公益財団法人 人権教育啓発推進センターでは、アイヌの方々の悩みをお受けするフリーダイヤルを開設いたしました。
嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けします。
ご希望によりアイヌ相談員が応じます。

【受付期間】 ※期間を延長して実施しています。
9月20日(金)～3月31日(月)

時間 平日 午前10時～午後7時
土曜日 午前10時～午後6時
※日曜日・祝日はお休みさせていただきます。

●相談は無料です。
●匿名でもかまいません。
●秘密は厳守します。

【アイヌの方々のための相談専用フリーダイヤル】
0120-771-208

※来訪によるご相談もお受けします。
平日・土曜日 午前10時～午後6時(要予約)

(公財)人権教育啓発推進センター
〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX芝大門ビル 4階
URL <http://www.jinken.or.jp/>

◆本相談事業は、(公財)人権教育啓発推進センターが、厚生労働省の平成25年度社会福祉推進事業により実施するものです。

(3) 人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、最近では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生しているところである。については、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生しているが、これ

は調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

第8 消費生活協同組合の指導・監督について

(地域福祉課消費生活協同組合業務室)

(1) 地域における生協の社会的役割について

消費生活協同組合（以下、「生協」という。）は、一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる組織であることから、近年の少子高齢化社会における地域コミュニティや家族の在り方の変化に伴い、益々地域社会への貢献が求められている。

その一つとして、高齢化や人口減少などの影響による高齢者等の孤立防止や見守り、買い物支援等を積極的に行うことが期待される場所である。

具体的には、地域において生協が自治体との協働を積極的に行い、従来から実施している宅配事業の充実のほか、各々の地域において見守り・買い物支援を行う団体と連携し、山間へき地等交通が不便で近隣にスーパーや商店がなく、買い物支援が必要とされる地域の高齢者等に、移動車両による食品の提供等を積極的に行うことが期待される。

各都道府県におかれても、生協の社会的役割を踏まえ、所管生協が可能な限り高齢者等の見守り・買い物支援等に積極的に取り組むことができるよう、地域におけるニーズの把握、所管生協との意見交換の実施など、必要な指導・支援をお願いしたい。

(2) 健全な運営の確保について

生協は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県におかれては、

適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点についても留意の上、所管する生協の指導に特段のご配慮をお願いしたい。

- ① 員外利用、架空契約及び名義借契約等の発生を防止するための共済募集管理態勢の徹底
- ② 共済事業規約などに基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底
- ③ 組合員の個人情報等の管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ④ 事業を利用していない組合員が多数存在する生協においては組合員管理の徹底、休眠状態にある生協においては生協の指導の徹底
- ⑤ 財務状況が悪化している生協、特に、多額の累積赤字を抱えている生協における経営の健全化

また、新たに設立される生協の認可に当たっては、設立の趣旨や事業計画等について法の趣旨に照らして適切かどうか、また、将来にわたり安定的な事業継続が見込めるかどうか等の観点から、生協関係法令・通知に則り、適正に審査を行ったうえで判断されるようお願いしたい。

(3) セーフティネット支援対策等事業費補助金（消費生活協同組合指導監督事業）の活用について

平成 26 年度予算案においては、生協の指導監督の充実強化を図るため、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」において「消費生活協同組合指導監督事業」（補助率 1 / 2）を引き続き実施することとしているので、本事業の積極的な取組をお願いしたい。

特に、共済事業を実施する生協を所管している都道府県におかれては、(2)に記載の規制に対応できるよう、生協の財務状況を適切に把握しておく必要がある。このため、当該補助金の活用などにより、公認会計士などの助言を得るなど、検査担当者の知識向上を図ったうえで、生協の監督・検査に努めるようお願いしたい。

(4) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、法第 2 条第 2 項において「組合は、これを

特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、生協が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正に指導されるようお願いしたい。

(5) 消費生活協同組合法関連諸規定の改正について

消費生活協同組合法関連諸規定について必要な改正を検討しているところであり、詳細は追ってご連絡するので、ご承知おきいただきたい。

(6) 国から都道府県への権限移譲について

平成 25 年 12 月 20 日に閣議決定された「事務・権限の委譲等に関する見直し方針について」を受け、消費生活協同組合に関する設立認可・監督権限のうち、地方厚生局の所管に係るものについては、都道府県に移譲される予定である。法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成 26 年通常国会に提出することを基本としているので、ご承知おきいただきたい。

(7) 生協法施行 5 年経過後の検討について

平成 20 年に施行された改正生協法附則第 38 条において、「この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の消費生活協同組合法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされているところである。このため、今後、施行状況を把握のうえ必要な検討を行う予定であるので、ご承知おきいただきたい。

予 算 概 要

1 セーフティネット支援対策等事業費補助金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）について

（1）平成 25 年度予算の執行等について

平成 25 年度のセーフティネット支援対策等事業費補助金（以下「補助金」という。）の執行に当たっては、各自治体からこれまで以上の積極的な協議を受けたことにより、大幅な不足が生じることとなった。

この不足分への対応については、緊急的な対策として、都道府県に造成されている「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」（以下「基金」という。）を活用させていただくことにより円滑な事業実施が可能となったところであり、各都道府県におかれては、当基金を活用することについて、御理解及び多大な御協力をいただいたことに、改めて感謝申し上げます。

（2）平成 25 年度補正予算案及び平成 26 年度予算案について

【説明用資料 P 53～55 参照】

昨年 12 月、「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）において、「女性・若者・高齢者・障害者向け施策」等を柱とした新たな経済対策が策定され、これを受け平成 25 年度補正予算案が編成された。

この補正予算案では、当基金について 520 億円の積み増しを行うとともに、平成 26 年度末まで 1 年間の終期の延長を盛り込んでいるところである。

具体的には、住宅支援給付等の従来から同基金において実施されてきた事業の継続と併せ、平成 26 年度概算要求において優先課題推進枠として要求していた生活困窮者自立支援制度実施のための事業等の一部について、地域の早期の体制整備を図る観点から、前倒しして基金により実施することとしたものである。

これにより、平成 26 年度においては、以下の事業を新たに基金事業として実施することとしている。

- ① 生活困窮者自立促進支援モデル事業
- ② 生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業
- ③ 自立支援プログラム策定実施推進事業(子ども等の健全育成支援事業含む)
- ④ 就労自立給付金創設等に伴うシステム改修経費

一方、補助金については、平成 25 年度補正予算案への基金の積み増しや補助金から基金への事業の移行を勘案し、平成 26 年度予算案においては、150 億円を計

上したところである。

よって、平成 26 年度においては、地域社会におけるセーフティネット機能の強化に向け、基金及び補助金における事業の一体的な実施をお願いしたい。

なお、基金についてはこれまでも地域に根ざした効果的・効率的な事業が実施されているものと了知しているが、基金の終期に向け、今後とも限りある財源の最大限の有効活用をお願いする。

(3) 本補助金の平成 26 年度の国庫補助協議等について

現在、各自治体から報告いただいた所要見込額を取りまとめているところである。本事業は、限られた予算の範囲内で交付する（※）予算補助事業であることから、今後の協議に当たっては、各自治体における地域の実情を踏まえつつ、各事業の必要性や効果等を踏まえ、事業の見直しや優先順位を付ける等、十分な精査や再検討を行っていただくよう、特段の配慮、協力をお願いする。

なお、協議後は、当方においても限られた予算の範囲内で、可能な限り以下の点を勘案しつつ採択することができるよう最大限努力する。

ア 事業の目的を効果的かつ効率的に実施できるよう考慮

イ 個々の事業の必要性や効果、国と地方自治体の役割等を再検討

ウ 事業の実施に可能な限り支障を来さないよう考慮

(※) セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱（平成 19 年 7 月 24 日厚生労働事務次官通知）

セーフティネット支援対策等事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省、労働省令第 6 号）規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(4) 今後の課題

国家の喫緊の課題である財政健全化に向けての予算の抜本的な見直しが進む等、財政的に極めて厳しい状況下において、平成 27 年 4 月より「生活困窮者自立支援法」が施行されることとなる。

そのような状況を国及び各自治体で共通認識としながら、今後の施策が円滑に実施されるよう、国として最大限努力してまいるので、各都道府県においても、その旨ご理解のうえ、ご協力願いたい。

2 平成26年度予算案の概要



平成26年度予算（案）の概要

社会・援護局(社会)

平成26年度予算（案）額	2兆9,795億円
平成25年度当初予算額	2兆9,291億円
差引	505億円 (対前年度伸率 1.7%)

※ 東日本大震災復興特別会計に係る要求額を含む。

主要事項

- 保護費負担金 2兆8,823億円
- セーフティネット支援対策等事業費補助金 150億円
- 新たな生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施【新規】
1.5億円

東日本大震災復興特別会計

- 寄り添い型相談支援事業の実施 5億円
- 被災地における福祉・介護人材確保対策【新規】 1.9億円

I 国民の信頼に応える生活保護制度の構築

1 生活保護費

2兆9,124億円

(1) 保護費負担金

2兆8,823億円

生活保護を必要としている人に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

また、平成25年12月に成立した生活保護法改正法に基づき、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の強化、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講じていく。

ア 生活扶助基準等の見直し

平成25年8月から三段階で行う生活扶助基準等の適正化の二段階目に併せ、消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向など、最近の社会経済情勢等を総合的に勘案し、生活扶助基準等の改定を行う（平成26年4月実施）。

(参考) 平成26年度生活扶助基準の改定率の具体例（都市部）

- ・ 夫婦と子（30代夫婦と幼児） ▲0.6%
- ・ 高齢単身世帯（60代単身） +2.0%
- ・ 単身世帯（20～40歳） +0.1%

※ 生活扶助基準等の適正化の二段階目による改定率（年齢・世帯人員・地域差によって異なる）と、国民の消費動向などを総合的に勘案した改定率（2.9%）を合計したもの。

イ 就労自立給付金の創設

生活保護受給者の自立の助長を図るため、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認めたものに対して、就労自立給付金を支給する。（平成26年7月実施）

(2) 保護施設事務費負担金

281億円

保護施設の運営に必要な経費を負担する。

(3) 生活保護指導監査委託費

20億円

都道府県及び指定都市本庁の生活保護指導職員の配置に要する経費を補助する。

併せて、指定医療機関に対する指導体制を充実するため、医系職員の配置に要する経費を補助する。

2 セーフティネット支援対策等事業費補助金

150億円

これまで基金において実施していた就労支援事業等を強化・拡充するため、セーフティネット支援対策等事業費補助金で実施している自立支援プログラム策定実施推進事業を基金へ移管することにより、一体的な事業実施を可能とする。

なお、従来からの事業については、事業の目的を効果的かつ効率的に達成することが可能となるよう見直しを進めていく。

(参考) 【平成25年度補正予算案】

○地域社会におけるセーフティネット機能の強化

・自立支援プログラム策定実施推進事業

520億円の内数

緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）を積み増し、福祉事務所に就労支援員等を配置するなど生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制の強化を図る。

併せて、「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活保護世帯の親子への養育相談・学習支援や子どもの居場所づくりを推進する。

II 生活困窮者の自立・就労支援等の推進

新たな生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施【新規】 1. 5億円

平成25年12月に成立した生活困窮者自立支援法に基づく新制度の導入（平成27年4月）に向け、生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員の養成等の体制整備を行う。実施に当たっては、平成25年度補正予算案（地域社会におけるセーフティネット機能の強化）と一体的に行うことにより、自立に向けた再チャレンジができる環境を整える。

(1) 自立相談支援事業に従事する相談支援員等に対する養成研修の実施【新規】

39百万円

新制度に基づく自立相談支援事業に従事する相談支援員等について、生活困窮者が抱える複合的な課題の評価・分析、自立支援計画の策定、地域の社会資源のネットワーク構築などの高い支援技術を有する人材が全国に配置されるよう、国において養成研修を実施する。

(2) 生活困窮者自立支援統計システムの調査・設計【新規】

28百万円

制度の実施に関して基礎的なデータを把握するための「生活困窮者自立支援統計システム」の導入に向け、国において調査・設計を行う。

(3) 民生委員活動の環境整備(保険制度に対しての財政支援)【新規】 87百万円

新たな生活困窮者自立支援制度における地域支援の重要な担い手である民生委員が安心して活動できる環境を整備するため、新たに創設される保険制度に対する財政支援を行う。

(参考) 【平成25年度補正予算案】

○地域社会におけるセーフティネット機能の強化 520億円の内数

緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)を積み増し、地域における総合的な支援体制の整備を促進するためのモデル事業の拡充や住宅支援給付の継続などにより、平成27年度に創設する新たな生活困窮者自立支援制度への円滑な移行を図る。

<主な事業内容>

「緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)」により自治体を実施する以下の事業を支援

① 生活困窮者自立促進支援モデル事業

生活困窮者自立支援制度の導入に向け、先行的に事業を実施する自治体の拡充を通じ、全国的な体制整備を推進。

② 住宅支援給付事業

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失又は喪失するおそれのある者に住宅支援給付を支給。

③ 生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業

地域の関係機関のネットワークの強化や自治体の事務処理体制の整備など、自治体における施行準備事務に対する支援。

④ 生活福祉資金相談員等体制整備事業

低所得世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るために必要な相談員等の体制整備。

⑤ 社会的包摂・「絆」再生事業

失業者等の路上生活化防止や生活再建を図るとともに、住民ニーズの把握や見守り等の支援体制の構築など地域支援の取り組みを実施。

Ⅲ 「社会的包容力」の構築

1 ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業の推進

【セーフティネット支援対策事業費等補助金150億円の内数】

ひきこもり対策を推進するため、ひきこもりの人やその家族に対するきめ細かで継続的な相談支援や早期の把握が可能となるよう、「ひきこもりサポーター」を養成し、市町村でひきこもりサポーター派遣事業を実施する。

2 寄り添い型相談支援事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 150 億円の内数】

生きにくさや暮らしにくさを抱える人がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適切な支援を迅速に受けられるようにするため、問題を抱える人の悩みを傾聴し、支援機関の紹介や必要に応じた寄り添い支援等を行う。

(東日本大震災被災3県では被災者支援として別途実施)

Ⅳ 生涯現役社会の実現

生涯を通じたボランティア活動等の推進【新規】

【セーフティネット支援対策等事業費補助金150億円の内数】

企業への働きかけにより、退職前からのボランティア活動の参加を促進するとともに、定年後も地域社会で「居場所」と「出番」を得られる環境づくりを支援する。

Ⅴ 福祉・介護人材確保対策の推進

1 被災地における福祉・介護人材確保対策【新規】

1. 9億円

福祉・介護人材不足が深刻化している福島県の事情を踏まえ、福島県内への就労希望者に対して介護職員初任者研修の受講費や就職準備金を貸与することなどにより人材の参入を促進し、福祉・介護人材の確保を図る。

2 喀痰吸引等業務を行う介護職員等の養成

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 150 億円の内数】

介護保険施設や障害者関係事業所等で喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するため、都道府県が行う研修を支援する。

3 社会事業学校経営委託費等

4. 5 億円

障害者基本法等の趣旨を踏まえ、日本社会事業大学における障害を持つ学生の受入のための環境整備の充実を図る。

また、日本社会事業大学について、災害時に学生等の安全を確保するための施設整備を行う。

4 福祉人材の確保及び指導的福祉人材の養成等

1. 1 億円

福祉分野の求人・求職情報の収集・提供等による人材確保の推進や、社会福祉事業従事者の福利厚生向上及び福祉関係職員等に対する研修による資質向上を図る。

(参考) 【平成25年度補正予算案】

○地域社会におけるセーフティネット機能の強化

・福祉・介護人材確保緊急支援事業

520 億円の内数

福祉・介護人材の安定的な確保・定着のため、進路指導・研修・職場体験の実施、マッチング機能の強化等を図る。

VI 経済連携協定の円滑な実施（外国人介護福祉士候補者への支援）

1 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業

70 百万円

経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人介護福祉士候補者について、平成26年度より、インドネシア及びフィリピンに加え、ベトナムからの受け入れを開始することに伴い、その円滑かつ適正な受け入れのため、介護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導・相談、受入施設の研修担当者に対する説明会等を行う。

2 外国人介護福祉士候補者に対する学習支援の実施

(1) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金150億円の内数】

外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語や介護分野の専門知識等の学習及び学習環境の整備に対する支援を行う。

(2) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業の実施

1 億円

受入施設における候補者の継続的な学習を支援するため、集合研修、通信添削指導や資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援などを行う。

VII 社会福祉施設等に対する支援

1 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉事業施設等や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

(1) 貸付枠の確保

・資金交付額	4, 3 2 7 億円
・福祉貸付	2, 7 5 2 億円
・医療貸付	1, 5 7 5 億円

(2) 福祉貸付事業における貸付条件の改善等

- ① 社会福祉法人の経営高度化に対する融資支援
 - ② 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置
 - ③ 保育所等の賃借による施設開設資金等に対する無担保貸付制度の拡充
 - ④ 小規模保育事業実施施設に対する融資制度の創設
 - ⑤ 介護基盤の整備に係る融資条件の優遇措置
- 等

2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

2 5 0 億円

社会福祉施設の職員等が退職した場合に、退職した職員に対して退職手当金を支給するために要する経費を補助する。

3 社会福祉振興助成費補助金

13億円

政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対し助成を行う。

4 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

事項要求

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 150 億円の内数】

大規模災害時には行政と民間が一体的に取り組む必要があることから、都道府県内の災害福祉支援体制の検討・構築や災害福祉支援チームの組成、平時からの訓練等に必要な経費を補助する。

(参考) 【平成25年度補正予算案】

○(独)福祉医療機構への政府出資(社会福祉施設・医療施設の防災対策の低利融資) 4.6億円
社会福祉施設や医療施設の耐震化やスプリンクラーの設置等を推進するため、(独)福祉医療機構が低金利かつ長期の貸付を行うことにより設置者の自己負担を軽減できるよう、政府出資により同機構の財務基盤を強化する。

※ 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の基金残を有する都道府県については、平成26年度まで実施期限を延長する。

VIII 社会福祉法人制度の見直し等

社会福祉法人制度の検証【新規】

56百万円

社会福祉法人制度の見直しの検討を行うに当たって、全国の社会福祉法人の運営及び財務状況の現状把握・分析を行うための所要額を確保する。

(参考) (独)福祉医療機構による社会福祉法人の経営高度化に対する支援

独立行政法人福祉医療機構による融資先法人への経営支援の充実や、社会福祉法人の合併等経営の高度化に対する融資の充実を図る。

Ⅸ 東日本大震災の復興支援

1 寄り添い型相談支援事業の実施（被災地実施分）

5億円

東日本大震災発災後、被災地で生きにくさや暮らしにくさを抱える人がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適切な支援を迅速に受けられるようにするため、問題を抱える人の悩みを傾聴し、支援機関の紹介や必要に応じた寄り添い支援等を行う。

2 被災地における福祉・介護人材確保対策【新規】（再掲）

1.9億円

参 考 资 料

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

生活保護法の一部を改正する法律の公布について（通知）

生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）については、平成 25 年 10 月 17 日に第 185 回臨時国会へ法案が提出され、同年 12 月 6 日に成立し、本日公布されたところです。

この法律の施行は、平成 26 年 7 月 1 日（一部は同年 1 月 1 日、平成 27 年 4 月 1 日）であり、必要な政省令等を含め運用の詳細については今後順次お示ししますが、今般、法律の趣旨及び主な内容を下記のとおり通知しますので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対する周知について、特段の御配慮をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

保護の決定に際してのより実効ある不正の防止、医療扶助の実施の適正化等を図ることにより、国民の生活保護制度に対する信頼を高めるとともに、被保護者の就労による自立の助長を図るため、指定医療機関等の指定制度の整備、被保護者が就労により自立することを促進するための給付金を支給する制度の創設等の措置を講ずること。

第 2 改正の要点

1 申請による保護の開始及び変更に関する事項

保護の開始の申請、開始の決定等に当たっての申請書の提出等に係る手続を整備するものとする。 （第 24 条第 1 項、第 2 項及び第 8 項関係）

なお、申請時に必要な書類を添付して書類を提出すること（第 24 条第 1 項、第 2 項）の規定の整備は、法律に基づく調査権限（第 29 条）を強化し、実施するのであれば、申請に際しても保護の決定に必要となる事項を法律上明確にする必要があるという法制的な整合性を図るためのものであり、現在、事情のある者に認めている口頭による保護の開始の申請等も含め、現行の運用の取扱いをこの改正により変更するものではない。

また、保護の開始の申請等の意思が示された者に対しては、その申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることは改正後も何ら変わるものではない。

保護開始の際の扶養義務者への通知（第 24 条第 8 項）の規定の整備は、扶養義務者への報告を求めること（第 28 条第 2 項）や、家庭裁判所を活用した費用徴収（第 77 条第 1 項及び第 2 項）があり得ることから、事前に親族が保護を受けることを把握できるようにすることが適当との法制的な観点から設けるものであるが、この対象となるのは、福祉事務所が当該扶養義務者について、法第 77 条第 1 項の規定を適用させる蓋然性が高いと判断できる場合に限ることとし、厚生労働省令で定めることとする。

2 要保護者、扶養義務者等に対する報告の求め等に関する事項

(1) 要保護者、扶養義務者等に対する報告の求めに関する事項

保護の実施機関は、必要があると認めるときは、要保護者、扶養義務者等に対して報告を求めることができるものとする。 （第 28 条第 1 項及び第 2 項関係）

なお、扶養義務者に対する報告の求めについては、現行の扶養照会とは別に実施するものであり、この対象となるのは、福祉事務所が当該扶養義務者について、法第 77 条第 1 項の規定を適用させる蓋然性が高いと判断できる場合に限ることとし、厚生労働省令で定めることとする。

(2) 官公署等に対する資料提供等の求め及び銀行等に対する報告の求めに関する事項

保護の実施機関及び福祉事務所長は、必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者について、資産及び収入の状況のほか、健康状態等の事項につき（扶養義務者については、現行と変わらず資産及び収入の状況につき）、官公署等に対し、必要な資料の提供等を求め、又は銀行、信託会社、要保護者等の雇主その他の関係人に報告を求めることができるものとする。 （第 29 条第 1 項関係）

(3) 官公署等による情報提供に関する事項

別表第 1 の上欄に掲げる官公署の長等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報であって厚生労働省令で定めるものにつき、(2) による求めがあったときは、速やかに、資料の提供等を行うものとする。 （第 29 条第 2 項関係）

なお、この対象となるのは、要保護者及び被保護者であった者に係る情報に限ることとし、当該厚生労働省令で定めることとする。

3 医療扶助の方法に関する事項

指定医療機関等に委託して行う医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができるものと認めたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。 (第34条第3項関係)

4 医療機関等の指定制度の見直しに関する事項

(1) 医療機関の指定制度の見直しに関する事項

- ① 医療機関の指定について、開設者の申請により行うものとともに、指定に係る要件について、具体的に定めること。(第49条の2関係)
- ② 指定医療機関の指定について、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。 (第49条の3関係)
- ③ 指定医療機関は、厚生労働大臣の行う指導に従わなければならないことを明確にすること。(第50条第2項関係)
- ④ 指定医療機関の指定の取消しに係る要件をより具体的に定めるとともに、当該要件に該当するときはその指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとする。 (第51条第2項関係)
- ⑤ 指定医療機関に対する厚生労働大臣又は都道府県知事の報告徴収等について、その調査対象の範囲を拡大するものとする。 (第54条関係)

(2) 介護機関の指定制度の見直しに関する事項

- ① 介護機関について、別表第2の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、同表の中欄に掲げる介護保険法の指定等があったときは、その介護機関は、指定介護機関の指定を受けたものとみなすものとする。ただし、当該介護機関が、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではないものとする。 (第54条の2第2項関係)
- ② ①により指定介護機関の指定を受けたものとみなされた別表第2の上欄に掲げる介護機関に係る指定介護機関の指定は、同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失うものとする。 (第54条の2第3項関係)
- ③ 介護機関の指定の申請及び基準等に関する事項について、医療機関の指定に関する規定を準用するものとする。 (第54条の2第4項)

(3) 助産機関及び施術機関の指定制度の見直しに関する事項

- ① 施術機関については、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師に加え、はり師及びきゅう師についても、この法律による医療扶助のための施術を担当させる機関として都道府県知事が指定するものとする。 (第55条第1項)
- ② 助産機関及び施術機関の指定の申請及び基準等に関する事項についても、医療機関の指定に関する規定を準用するものとする。 (第55条第2項関係)

5 就労自立給付金の創設に関する事項

- (1) 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長 (以下「支給機関」とい

う。)は、被保護者の自立の助長を図るため、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認めたものに対して、就労自立給付金を支給するものとする。 (第 55 条の 4 関係)

(2) 支給機関は、就労自立給付金の支給等のために必要があると認めるときは、被保護者若しくは被保護者であった者又はこれらの者の雇主等に、報告を求めることができるものとする。 (第 55 条の 5 関係)

(3) 市町村長が、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。 (第 64 条関係)

(4) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、就労自立給付金の支給に関する処分についての審査請求があったときは、50 日以内(再審査請求にあっては 70 日以内)に、当該審査請求等に対する裁決をしなければならないものとする。 (第 65 条第 1 項及び第 66 条第 2 項関係)

(5) 市町村長がした就労自立給付金の支給に関する処分又は市町村長の管理に属する行政庁が支給機関の委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができるものとする。 (第 66 条第 1 項関係)

(6) 就労自立給付金の支給を受ける権利は、2 年を経過したときは、時効によって消滅するものとする。 (第 76 条の 3 関係)

6 被保護者就労支援事業の創設に関する事項

(1) 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(以下「被保護者就労支援事業」という。)を実施するものとする。 (第 55 条の 6 第 1 項関係)

(2) 保護の実施機関は、被保護者就労支援事業の事務の全部又は一部を当該保護の実施機関以外の者に委託することができるものとし、当該委託を受けた者等は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。 (第 55 条の 6 第 2 項及び第 3 項関係)

7 被保護者の生活上の義務に関する事項

被保護者の生活上の義務に、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを加えるものとする。 (第 60 条関係)

8 就労自立給付金に係る費用の負担に関する事項

(1) 市町村及び都道府県は、その長が行う就労自立給付金の支給(他の支給機関から委託を受けて行う場合を含む。)に要する費用を支弁しなければならないものとする。 (第 70 条第 5 号及び第 71 条第 5 号関係)

(2) 都道府県は、居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した就労自立給付金の支給に要する費用(以下「就労自立給付金費」という。)等の 4 分の 1 を負担しなければならないものとする。 (第 73 条第 3 号及び第 4 号関係)

(3) 国は、市町村及び都道府県が支弁した就労自立給付金費の4分の3を負担しなければならないものとする。 (第75条第1項第2号関係)

9 被保護者就労支援事業に係る費用の負担に関する事項

(1) 市町村及び都道府県は、その長が行う被保護者就労支援事業に要する費用を支弁しなければならないものとする。 (第70条第6号及び第71条第6号関係)

(2) 国は、市町村が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して算定した額の4分の3を負担しなければならないものとする。 (第75条第1項第3号関係)

(3) 国は、都道府県が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して算定した額の4分の3を負担しなければならないものとする。 (第75条第1項第4号関係)

10 被保護者が有する損害賠償請求権の取得に関する事項

都道府県又は市町村は、被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三者の行為によって生じたときは、その支弁した保護費の限度において、被保護者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するものとする。 (第76条の2関係)

11 不正な手段により保護を受けた場合等の費用等の徴収に関する事項

(1) 徴収金の額に関する事項

① 不正な手段等により保護を受けた被保護者、医療の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関又は就労自立給付金を受けた者等があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額のほか、その額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとする。 (第78条第1項から第3項まで関係)

なお、当該不正な手段等により支弁した費用の額のほかに金額を徴収する場合の考え方等については、別途示すことを予定している。

② ①による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができるものとする。 (第78条第4項関係)

(2) 徴収金の徴収の特例に関する事項

① 被保護者が保護金品の交付又は就労自立給付金の支給を受ける前に、当該保護金品等の一部を徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、保護金品等を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができるものとする。 (第78条の2第1項及び第2項関係)

なお、当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときの考え方等については、別途示すことを予定している。

② ①により徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に対して申出に係る保護金品の交付又は当該就労自立給付金の支給があったものとみなすものとする

こと。(第78条の2第3項関係)

12 厚生労働大臣への通知に関する事項

都道府県知事は、指定医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合において、健康保険法第80条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働大臣に対し、その事実を通知しなければならないものとする。 (第83条の2関係)

13 緊急時における厚生労働大臣の事務執行に関する事項

4(1)⑤で都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合には、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。 (第84条の4関係)

14 罰則に関する事項

(1) 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者への罰金の上限について、30万円から100万円に引き上げるとともに、偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとする。 (第85条関係)

(2) 5の(2)による報告を怠り、又は虚偽の報告をした者等は、30万円以下の罰金に処するものとする。 (第86条関係)

(3) 6の(2)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとする。 (第85条の2関係)

15 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第3 施行期日等

1 施行期日

この法律は、平成26年7月1日から施行すること。ただし、次の改正規定については各々に定める日から施行すること。 (附則第1条関係)

① 第二の3及び7 平成26年1月1日

② 第二の6、9及び14の(3) 平成27年4月1日

2 検討

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の生活保護法(以下「新法」という。)の規定の施行の状況を勘案し、新法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第2条関係)

3 経過措置等

その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。主なものは以下のとおり。

(1) 申請による保護の開始及び変更に関する経過措置 (附則第3条関係)

この法律の施行前にされた第二の1の申請書の提出等の手続であって、この法

律の施行の際、これらに係る保護の開始又は変更の決定がされていないものについては、なお従前の例によること。

(2) 調査の嘱託に関する経過措置（附則第4条関係）

この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの法律による改正前の第29条の規定による調査の嘱託については、なお従前の例によるものとする。

(3) 指定医療機関に関する経過措置（附則第5条関係）

① この法律の施行の際現に指定医療機関の指定を受けている病院若しくは診療所又は薬局は、施行日に、新法の規定による指定医療機関の指定を受けたものとみなすものとする。

② この法律の施行の際現に指定医療機関の指定を受けている病院若しくは診療所又は薬局は、施行日から1年以内であって厚生労働省令で定める期間内に指定医療機関の指定の申請をしないときは、当該期間の経過によって、指定の効力を失うこと。

③ この法律の施行の際現に指定医療機関の指定を受けている病院若しくは診療所又は薬局の指定に係る施行日以後の最初の更新については、6年ごとではなく、厚生労働省令で別途定める期間を経過する日までとすること。

④ この法律の施行の際現に指定医療機関の指定を受けている医師又は歯科医師は、診療所を開設しているものとみなし、施行日に、新法の規定による指定医療機関の指定を受けたものとみなして、改正後の法律の規定、②及び③を適用するものとする。

(4) 指定介護機関に関する経過措置（附則第6条関係）

① この法律の施行の際現に指定介護機関の指定を受けている介護機関は、施行日に、新法の規定による指定介護機関の指定を受けたものとみなすものとする。

② この法律の施行の際現に指定介護機関の指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設（この法律による改正前の生活保護法第54条の2第2項の規定により、介護保険法第42条の2第1項の指定又は同法第48条第1項の指定があったときに、指定介護機関の指定を受けたものとみなされたものに限る。）については、当該介護保険法による指定の効力を失った場合、指定介護機関としての指定の効力も失うこと。

(5) 助産機関等に関する経過措置（附則第7条関係）

この法律の施行の際現に指定を受けている助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師は、施行日に、新法の規定による指定を受けたものとみなすものとする。

なお、はり師及びきゅう師については、新たに指定の申請をする必要があること。

(6) 指定医療機関等の申請に関する経過措置（附則第8条関係）

新法の規定による指定医療機関等の指定を受けようとする者は、施行日前においても、第2の4（1）①（開設者の申請に係る部分に限る。）の例により、その申請をすることができること。

(7) 指定又は指定の取消しの要件に関する経過措置（附則第9条関係）

新法の規定による指定医療機関等の指定又は指定の取消しに係る要件は施行日以後にした行為によりこれらの要件として挙げられる刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日以後にこれらの要件として挙げられる行為を行った者について適用すること。

(8) 就労自立給付金に係る施行前の準備（附則第10条）

都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、施行日前においても、第2の5（1）による就労自立給付金の支給に必要な準備行為をすることができること。

(9) 費用等の徴収に関する経過措置（附則第11条）

第2の11（1）①（不正な手段等により保護を受けた被保護者に係る部分に限る。）は、施行日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護費の費用に係る徴収金の徴収について適用し、当該施行日前の費用の徴収については、なお従前の例によること。

第2の11（1）①（医療の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関に係る部分に限る。）は、施行日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護費の費用に係る徴収金の徴収について適用すること。

(10) 罰則に関する経過措置（附則第12条）

この法律の施行前にした行為及びこの経過措置等によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

第4 その他の留意事項

この法律の成立に際して、参議院厚生労働委員会において、別添のとおり附帯決議が付されているところであり、これらの趣旨を踏まえた適切な運用をお願いしたい。

生活保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成 25 年 11 月 12 日
参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、生活保護制度は、憲法 25 条が規定した「健康で文化的な最低限度の生活」を全ての国民に保障するための最後の砦であり、本法に基づいて保護が必要な国民に確実に保護を実施する必要があることから、本法の施行を機に、制度の意義や必要性、相談窓口の所在や申請の方法等について改めて国民への周知を図り、国民全体の理解を得るよう努めること。
- 二、申請権侵害の事案が発生することのないよう、申請行為は非要式行為であり、障害等で文字を書くことが困難な者等が口頭で申請することも認められるというこれまでの取扱いや、要否判定に必要な資料の提出は可能な範囲で保護決定までの間に行うというこれまでの取扱いに今後とも変更がないことについて、省令、通達等に明記の上、周知するとともに、いわゆる「水際作戦」はあってはならないことを、地方自治体に周知徹底すること。
- 三、生活保護制度の説明資料、申請書等について、保護の相談窓口に着時配備するなど、相談窓口における適切な対応について指導を徹底すること。また、相談窓口の対応等について実態調査を行うとともに、申請権侵害が疑われる事案が生じた場合に、不服のある相談者等が相談できる機関を設置するなど、制度のより適正な運営に向けた相談体制の在り方について検討すること。
- 四、扶養義務者に対する調査、通知等に当たっては、扶養義務の履行が要保護認定の前提や要件とはならないことを明確にするとともに、事前に要保護者との家族関係、家族の状況等を十分に把握し、要保護者が申請を躊躇したり、その家族関係の悪化を来したりすることのないよう、十分配慮すること。
- 五、生活保護受給者に対して就労による自立を促す際には、十分な相談・聞き取りを行い、被保護者の納得と理解を確認するなど、適切な指導を行うこと。また、就労自立給付金の支給に当たっては、就労による自立のインセンティブ付与と、被保護者の自立後の生活の安定に資するという二つの観点から、対象範囲を適正に設定し、必要な給付が行われるよう制度設計を行うこと。
- 六、生活保護制度の実施体制については、受給者数が急増していることや、個々人の異なる状況に時間をかけて密接に対応していく必要があることから、地方自治体に対する地方交付税措置を改善し、地方自治体におけるケースワーカー、就労支援員などの増員を図る等により、適正な配置を確保すること。
- 七、5年後の見直しに際しては、生活保護受給者数、人口比受給率、生活保護の捕捉率、餓死・孤立死などの問題事例等の動向を踏まえ、生活保護受給者、これを支援する団体、貧困問題に関し優れた見識を有する者等、関係者の意見を十分に聴取した上で、必要な改正を行うこと。

右決議する。